

議案第 1 1 4 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 1 1 月 2 5 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う改正

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(飛驒市表彰条例の一部改正)

第1条 飛驒市表彰条例(平成16年飛驒市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第9条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

(飛驒市下水道条例の一部改正)

第2条 飛驒市下水道条例(平成16年飛驒市条例第223号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項第4号アを次のように改める。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第14条第1項第4号エを削り、同号ウ中「アとイ」を「アからウまで」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第17条第2項第1号を次のように改める。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第17条第2項に次の1号を加える。

(2) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第17条に次の1項を加える。

- 3 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、市長にその旨を届け出るものとする。

(飛驒市個別排水処理施設条例の一部改正)

第3条 飛驒市個別排水処理施設条例(平成16年飛驒市条例第229号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第4号アを次のように改める。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第9条第1項第4号エを削り、同号ウ中「アとイ」を「アからウまで」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第12条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第12条第2項に次の1号を加える。

- (2) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第12条に次の1項を加える。

- 3 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、市長にその旨を届け出るものとする。

(飛驒市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第4条 飛驒市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成16年飛驒

市条例第242号)の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第5条第2項第1号中「前条第3号」を「前条第2号」に改める。

(飛驒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 飛驒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年飛驒市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(第1条) 飛騨市表彰条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第8条 略 (表彰しないもの)</p> <p>第9条 次に掲げる者は、この条例による表彰は行わない。</p> <p>(1) 成年被後見人及び被保佐人</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられた者。ただし、特別の理由により委員会が承認した者は、この限りでない。</p> <p>(3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第252条の規定により選挙権及び被選挙権を有しない者</p> <p>(4) 委員会が不適当と認めた者</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第8条 略 (表彰しないもの)</p> <p>第9条 次に掲げる者は、この条例による表彰は行わない。</p> <p>— —</p> <p>(1) 禁錮以上の刑に処せられた者。ただし、特別の理由により委員会が承認した者は、この限りでない。</p> <p>(2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第252条の規定により選挙権及び被選挙権を有しない者</p> <p>(3) 委員会が不適当と認めた者</p> <p>以下 略</p>

(第2条) 飛騨市下水道条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第13条 略 (指定の基準)</p> <p>第14条 市長は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。</p> <p>(1) 営業所ごとに、次条第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者が1人以上専属している者であること。</p> <p>(2) 規則で定める機械器具を有する者であること。</p> <p>(3) 岐阜県内に営業所がある者であること。</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</u></p> <p>イ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めに足りる相当の理由がある者</p> <p>――</p> <p>ウ 法人であって、その役員のうちにアとイ<u>の</u>いずれかに該当する者があるもの</p> <p>エ <u>前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める要件</u></p> <p>2 略</p> <p>第15条・第16条 略 (責任技術者の登録の資格)</p> <p>第17条 責任技術者認定試験に合格した者は、責任技術者の登録を受</p>	<p>第1条～第13条 略 (指定の基準)</p> <p>第14条 市長は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。</p> <p>(1) 営業所ごとに、次条第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者が1人以上専属している者であること。</p> <p>(2) 規則で定める機械器具を有する者であること。</p> <p>(3) 岐阜県内に営業所がある者であること。</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>――</p> <p>イ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めに足りる相当の理由がある者</p> <p>ウ <u>精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p>エ 法人であって、その役員のうちに<u>アからウまでの</u>いずれかに該当する者があるもの</p> <p>――</p> <p>2 略</p> <p>第15条・第16条 略 (責任技術者の登録の資格)</p> <p>第17条 責任技術者認定試験に合格した者は、責任技術者の登録を受</p>

ける資格を有するものとする。

2 市長は、次に該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。

(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

—

—

—

—

—

—

—

以下 略

ける資格を有するものとする。

2 市長は、次に該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

3 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、市長にその旨を届け出るものとする。

以下 略

(第3条) 飛騨市個別排水処理施設条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第8条 略 (指定の基準)</p> <p>第9条 市長は、第7条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。</p> <p>(1) 営業所ごとに、次条第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者が1人以上専属している者であること。</p> <p>(2) 規則で定める機械器具を有する者であること。</p> <p>(3) 岐阜県内に営業所がある者であること。</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</u></p> <p>イ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めに足りる相当の理由がある者</p> <p>—</p> <p>ウ 法人であって、その役員のうちにアとイ<u>の</u>いずれかに該当する者があるもの</p> <p>エ <u>アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める要件</u></p> <p>2 略</p> <p>第10条・第11条 略 (責任技術者の登録の資格)</p> <p>第12条 責任技術者認定試験に合格した者は、責任技術者の登録を受</p>	<p>第1条～第8条 略 (指定の基準)</p> <p>第9条 市長は、第7条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。</p> <p>(1) 営業所ごとに、次条第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者が1人以上専属している者であること。</p> <p>(2) 規則で定める機械器具を有する者であること。</p> <p>(3) 岐阜県内に営業所がある者であること。</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>—</p> <p>イ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めに足りる相当の理由がある者</p> <p>ウ <u>精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p>エ 法人であって、その役員のうちに<u>アからウまでの</u>いずれかに該当する者があるもの</p> <p>—</p> <p>2 略</p> <p>第10条・第11条 略 (責任技術者の登録の資格)</p> <p>第12条 責任技術者認定試験に合格した者は、責任技術者の登録を受</p>

ける資格を有するものとする。

2 市長は、次に該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。

(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

—

—

—

—

—

—

—

以下 略

ける資格を有するものとする。

2 市長は、次に該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

3 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、市長にその旨を届け出るものとする。

以下 略

(第4条) 飛騨市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対象表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第3条 略 (欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(3) 第6条の規定により免職____の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(4) 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者 (分限)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該団員は、その身分を失う。</p> <p>(1) 団員が前条第3号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第3条 略 (欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>— —————</p> <p>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) 第6条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(3) 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者 (分限)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該団員は、その身分を失う。</p> <p>(1) 団員が前条第2号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>以下 略</p>

(第5条) 飛騨市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第23条 略 (職員)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 (略)</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第23条 略 (職員)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 (略)</p> <p>以下 略</p>

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を 図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う改正

2 改正の内容

(1) 改正の概要

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）により、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等（以下「欠格条項」という。）が削除され、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定（以下「個別審査規定」という。）へと適正化されることに伴い、本市の関係条例においても同様の措置を講ずるために所要の改正を行うものである。

(2) 改正の対象となる条例

第1条 飛驒市表彰条例

欠格条項の削除（第9条関係）

第2条 飛驒市下水道条例

欠格条項を個別審査規定へ適正化（第14条、第17条関係）

第3条 飛驒市個別排水処理施設条例

欠格条項を個別審査規定へ適正化（第9条、第12条関係）

第4条 飛驒市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

欠格条項の削除（第4条、第5条関係）

第5条 飛驒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

法律で欠格条項が削除されたことによる引用条文の改正（第24条関係）

3 施行日 公布の日